

令和 5 年度 母子保健事業実施計画

事業目的・概要

安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、地域での医療や福祉、教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスの充実を図る。

調布っ子すこやかプラン（第 2 期）に基づき、親と子の疾病予防や健康支援に努めるとともに、相談支援や児童虐待防止対策の充実、母子保健施策と子育て施策の包括的な支援の推進を目的とする。

関連計画

調布っ子すこやかプラン（第 2 期）

第 5 章 母子保健計画

【計画期間】

令和 2 年度～令和 6 年度

【基本目標】

目標 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

目標 2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

目標 3 多様な保育ニーズへの対応強化

【母子保健計画に基づく取組】

①母と子どもの疾病予防・健康支援

②妊娠・出産期からの包括的な支援

③相談支援の充実

④児童虐待防止対策の充実

⑤地域子ども・子育て支援事業

※令和 6 年度の策定に向けて、令和 5 年度は、市民意識調査を子ども政策課主導で実施予定

事業内容

1 妊娠期からの切れ目ない支援のための重点取組

(1) ようこそ調布っ子サポート事業（取組②）新規事業

妊娠時から出産・子育て期まで一貫した相談支援を行う「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る「経済的支援（計 10 万円相当のギフト）」を一体として実施する事業を令和 5 年 2 月から開始した。妊娠時の面談の他に、妊娠 8 か月時にアンケートを行い、その中から希望者や

必要な方へ面談等アプローチを行い、サービスや支援につなぐ。ギフトは、電子クーポンで東京都の広域連携を活用した。

本事業の対象者は、令和4年4月1日以降の出生児や妊娠届を提出した妊婦であり、既に申請した対象者へのギフト送付を行っている。

「伴走型相談支援」は、これまで実施している「ゆりかご調布面接」をはじめ、関係機関との連携等通じて保健師が把握した、要支援妊婦、特定妊婦等への支援を含め、これまで保健師が実施してきた相談支援である。新たに8か月妊婦への支援が追加となり、さらに支援の強化が図られた。

(2) 産後ケア事業（取組②）

従来のデイサービス（日帰り）型、ショートステイ（宿泊）型に加え、令和4年4月から、アウトリーチ（訪問）型の実施を開始するとともに、利用できる施設を追加した。さらに利用条件を拡大し、子どもの対象月齢を拡大した。昨年から引き続き、周囲のサポート状況にかかわらず、育児不安のある母であれば利用可能とした。各施設との情報共有を行い、必要な市民が円滑に利用できるよう事業体制を整えていく。

対象年齢を引き上げたことで、令和4年度の申請者数は前年度の2倍程度増加し、令和4年は母子手帳発行の48.2%が申請している。

産後すぐに利用できるよう、妊娠届出時、もうすぐママパパ教室、赤ちゃん訪問で周知し、郵送申請も受け付けている。郵送申請は全体の24.2%であり、もうすぐママパパ教室での周知を始めた令和4年11月頃から微増しており、妊娠から出産後までの様々なタイミングでの周知は効果的であると考えている。ようこそ調布っ子サポート事業による妊娠8か月時点アンケートも開始されたため、今後はこのタイミングでの周知を検討していく。

申請年度と利用年度は異なる場合もあるため比較は難しいが、各サービスの利用率は4～5割で横ばいとなっている。

課題として、数値には表れない部分として、産後ケアに従事する助産師ごとに、助言内容の違いがある。特にアウトリーチ型については、特定の助産師から複数回ケアを受ける利用者もあり、助言内容に偏りが生じることがある。これまで、従事者との連携については、報告書の提出や、気になるケースが利用した際の電話連絡を通して行ってきたが、それでも見えにくい部分があるため、今年度は、個々の助言内容をフォローできる体制となるよう連携方法を検討していきたい。

また、令和4年度に他自治体にて産後ケア利用時の死亡事故が発生しており、自治体毎に安全基準を作成することが国より求められている。実施施設ごとにハード・ソフト面の体制の違いがあるため、一定の基準を設けることが難しく、近隣自治体でも基準の作成については検討中とのことである。今年度は安全基準チェックリストの作成を実施施設と課題を共有しながら、進めていきたいと考えている。

表1

区 分		2年度	3年度	4年度 (暫定値)
利用申請者数(人)		277	404	792
利用者数(実人数)	デイサービス型	114	110	139
	ショートステイ型	13	42	107
	アウトリーチ型			221
利用者数(延べ人数)	デイサービス型	271	252	264
	ショートステイ型	14	52	135
	アウトリーチ型			500

表2

	母子手帳発行数	申請割合
R2	1,779	15.6%
R3	1,663	24.3%
R4 (暫定値)	1,643	48.2%

(3) ゆりかご調布事業（取組②）

すべての妊婦に対して看護職が母子健康手帳交付事務及びゆりかご調布面接を行う。出産応援ギフト事業の開始に伴い、面接が未実施の方が減少傾向にある。

さらに、市民の方の利便性を図るため、令和5年2月からマイナポータルを利用した妊娠届出の電子申請（ぴったりサービス）を開始したほか、対面だけでなくオンラインによる面接の継続実施を行う。また、転入した妊婦が面接をもらえなく受けられるように広報の充実を図る。

(4) こんにちは赤ちゃん訪問事業（取組②・④・⑤）

保健師、助産師、看護師が対象家庭を訪問。子育て応援事業の開始に伴い、赤ちゃん訪問の実施率は今年度伸びている。利用時期も早めをご希望される方も増えている。適切な時期に実施できるよう心がけ、訪問を実施していく。

(5) 乳幼児健康診査（取組①）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されたことを踏まえ、健診当日行う健康教育を順次再開、また、歯科健診についても歯磨き指導を再開し、子育てへの不安を抱える親や虐待の疑いがある児に対して、関係機関との連携を図り、適切な時期に支援を行う。健診未受診者については、訪問や電話等で状況を把握するほか、必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、ファーストバースデー事業等も活用しながら未受診者の実態を把握する。

(6) アレルギー相談事業（取組①）

小児アレルギーエデュケーター（看護師）・管理栄養士・保健師が乳幼児健診や電話面接等でアレルギーについて個別の相談に対応。必要時、専門病院等紹介をする。また、乳児期の子どもと保護者に対し、年6回スキンケア教室、食物アレルギー教室を実施し、アレルギーに関する正しい知識・情報の普及啓発を図る。

(7) 予防的支援推進とうきょうモデル事業（取組②）

子ども生活部子ども政策課（虐待防止センター）との共同事業。

家庭訪問等による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を図る。ケース支援は専任保健師が行い、地区の担当保健師に支援状況をフィードバックし、情報共有をすることで、保健師全体の資質の向上やサービスの均一化を図る。

(8) 1歳児歯科教室（こども歯科相談室）（取組②）

令和4年度から1歳0ヶ月～1か月児に対して、歯科医師による歯科健診と歯科衛生士や栄養士による生活リズムや歯みがきの仕方、栄養の取り方等の健康教育を行い、必要に応じて保健師等の個別相談を実施する。2年目を迎え、概ね利用者には好評をいただいているが、この事業の利用後、1歳6か月児健診での子の健康状況や育児に対する不安等で事業利用の有無に有意差があるのか評価し、今後の事業のあり方含め、より良いものにするよう努めたい。